



危険空き家を取り壊した敷地について、 土地の固定資産税・都市計画税の一部を 最長3年度分減免します。

◆減免の要件◆

- ① 都市計画課が行う調査で「危険空き家」と判定されている家屋を年末までに取り壊している。
- ② 土地の固定資産税について、住宅用地特例※（裏面に記載）が適用されている宅地である。
- ③ 取り壊し後の賦課期日（1月1日）現在も更地のままである。

◆減免の対象者◆

危険空き家が所在していた住宅用地特例が適用されている敷地の所有者で、かつ、次のいずれにも該当しない場合

- ・市税を滞納している。
- ・取り壊した危険空き家の敷地を、営利目的で使用している、又は別の用途で利用している。
- ・その他市長が減免することを適当ではないと認める場合

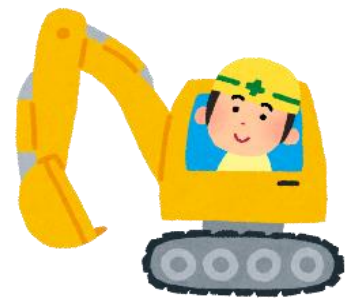
◆減免の期間◆

危険空き家を取り壊したことで、住宅用地特例が非適用となる年度から最長3年

◆減免の額◆

住宅用地特例で減額されている税額相当分

土地の税額は、更地のままなら取り壊す前と変わらないこととなります。
※裏面に計算例を記載



◆注意事項◆

- ・毎年度、減免申請書の提出をしていただく必要があります。
- ・取り壊した後の敷地について、周辺住民の生活環境に影響が出ないように適切な管理をお願いします。

—お問合せ先—

市民部 税務課 資産税担当 0568-44-0315（直通番号）

※ 住宅用地特例 とは

固定資産税の賦課期日である1月1日時点で、住宅の敷地として利用されている土地について、税負担を軽減する特例措置を適用しています。

• 小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）をいいます。

課税標準額は、評価額の1/6の額とする特例措置があります。

※都市計画税は、1/3

• 一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地（ただし、家屋の床面積の10倍まで）をいいます。例えば、300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地となります。

課税標準額は、評価額の1/3の額とする特例措置があります。

※都市計画税は、2/3

上記の課税標準額に税率を乗じて税額を算出します。

※ 計算例

1筆の土地（市街化区域・200㎡・評価額600万円）を所有しその土地に危険空き家があったが取壊しをした場合。

• 取壊す前の税額について

【固定資産税】 $6,000,000 \times 1/6 = 1,000,000$ 円（課税標準額）

$1,000,000 \times 0.014$ （税率） = 14,000円（税額）

【都市計画税】 $6,000,000 \times 1/3 = 2,000,000$ 円（課税標準額）

$2,000,000 \times 0.003$ （税率） = 6,000円（税額）

【合計】 20,000円

• 取壊して更地にした場合の税額

【固定資産税】 $6,000,000 \times 0.7 = 4,200,000$ 円（課税標準額）

$4,200,000 \times 0.014$ （税率） = 58,800円（税額）

【都市計画税】 $6,000,000 \times 0.7 = 4,200,000$ 円（課税標準額）

$4,200,000 \times 0.003$ （税率） = 12,600円（税額）

【合計】 71,400円 ※0.7は非住宅用地に適用する負担調整率

取壊して更地にした場合の税額 - 取り壊す前の税額

71,400円 - 20,000円 = 51,400円

【減免する税額相当分】 51,400円